IT社会での流通構造変革

表示販売者の責任

H19年PLセミナー資料

JTDNA

www.jtdna.or.jp

内閣府認証NPO法人
日本テクニカルデザイナーズネットワーク協会

１０年前の方法は通用しません。

- ●情報社会になり、情報隠匿性は難しくなります。
- ●個人情報保護法下で顧客管理はますます難しくなります。
- ●消費者保護政策も罰則を伴ってきます。
- ●長期対応ができないと１０年後には又新たな問題に。

市場ベクトルの変革

(C)PROCONSULTS Y.Watanabe 03. 2007

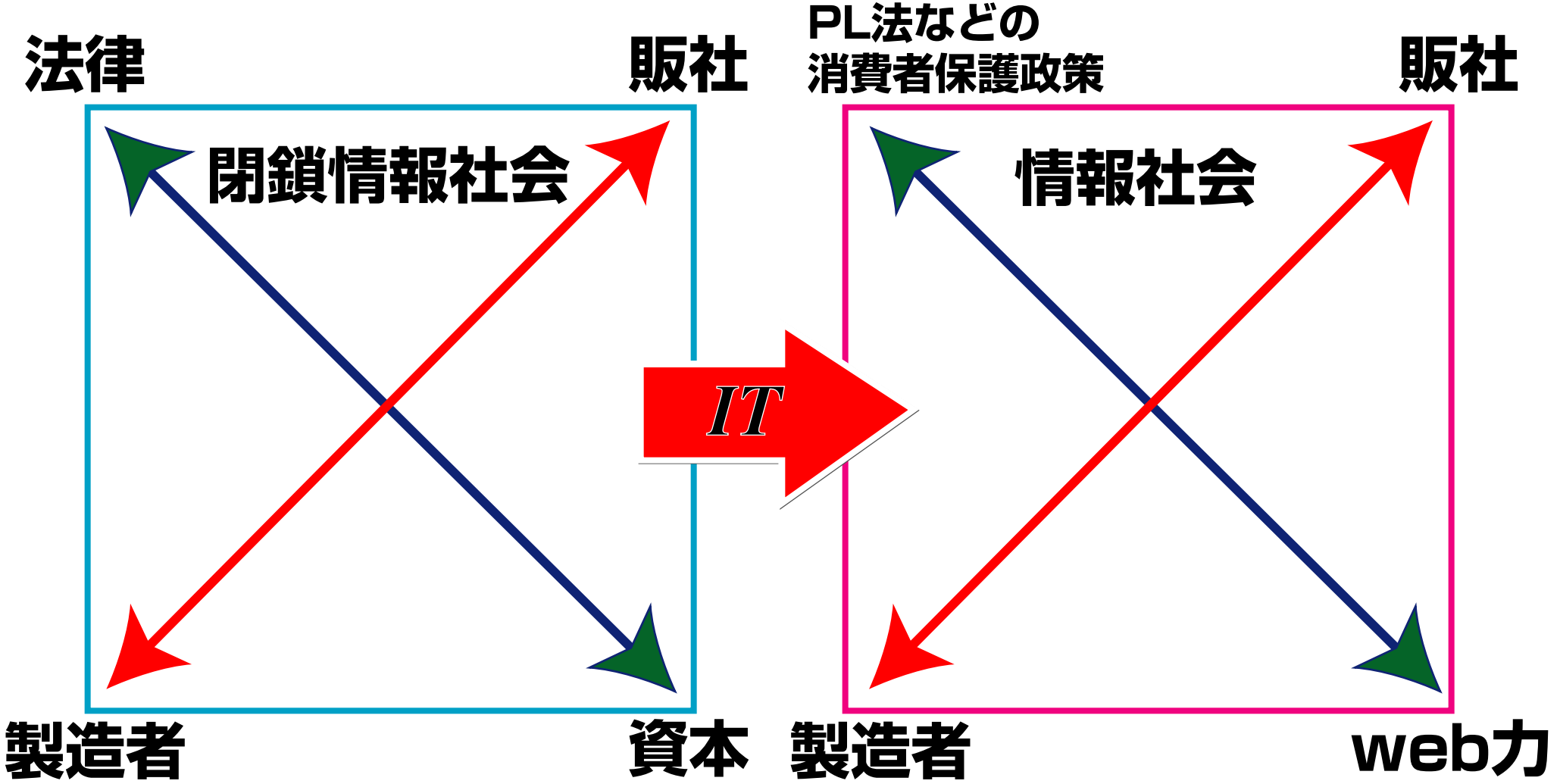

ネット社会では・・・

- メーカーブランドが低下し、トラブルは、ブランド力やお店を持つ販社に消費者はその責任を求めます。
- 小さな事業者は10年後まで責任を持てるかどうか・・・
- 情報の多様化は避けて通れません。
- 特定商取引法では**「表示販売者」**として開示することが望ましい。

流通構造の変革とITの急速な普及による責任主体の不透明化

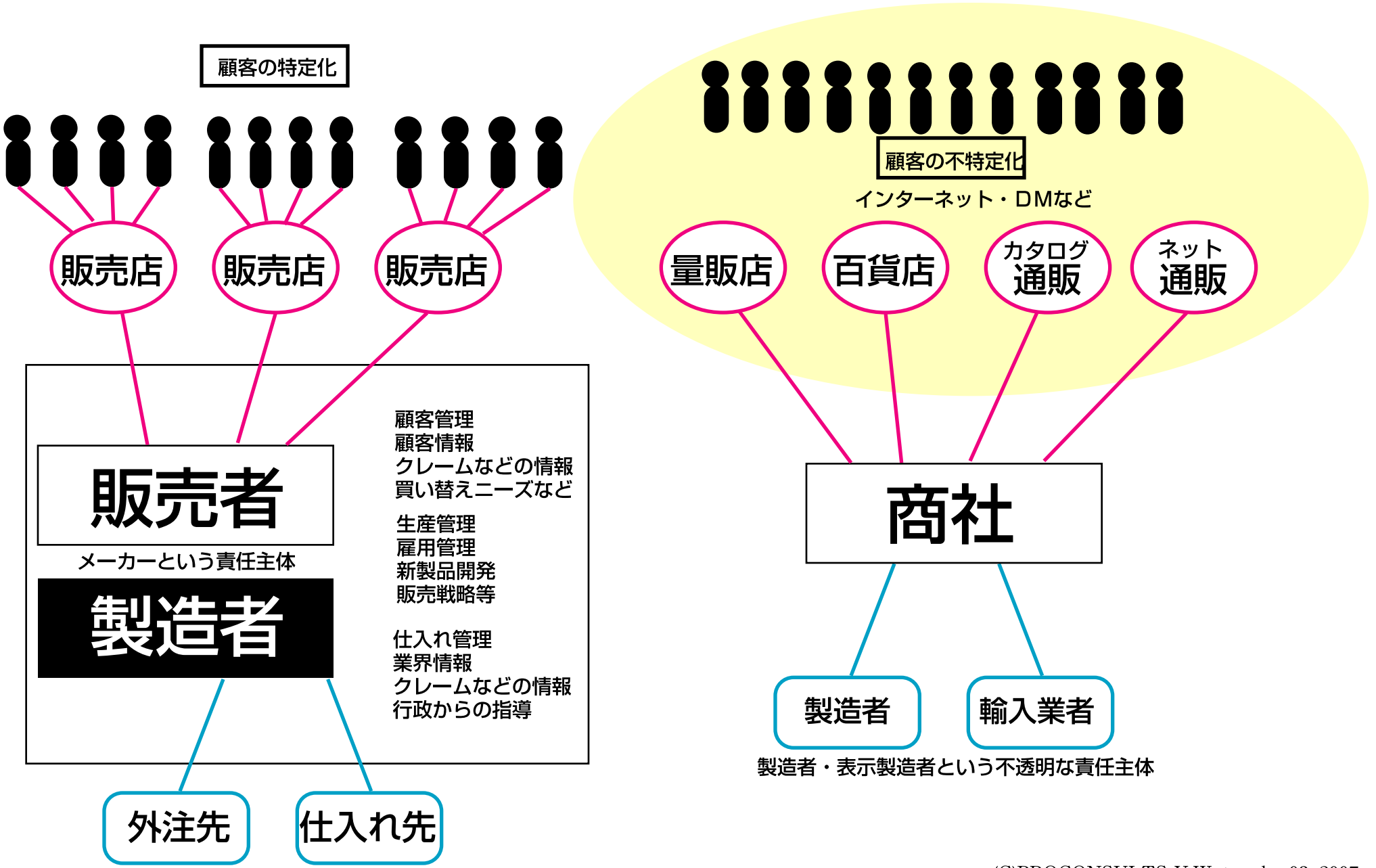

(C)PROCONSULTS Y.Watanabe 03. 2007

IT社会に適合した責任主体の明確化

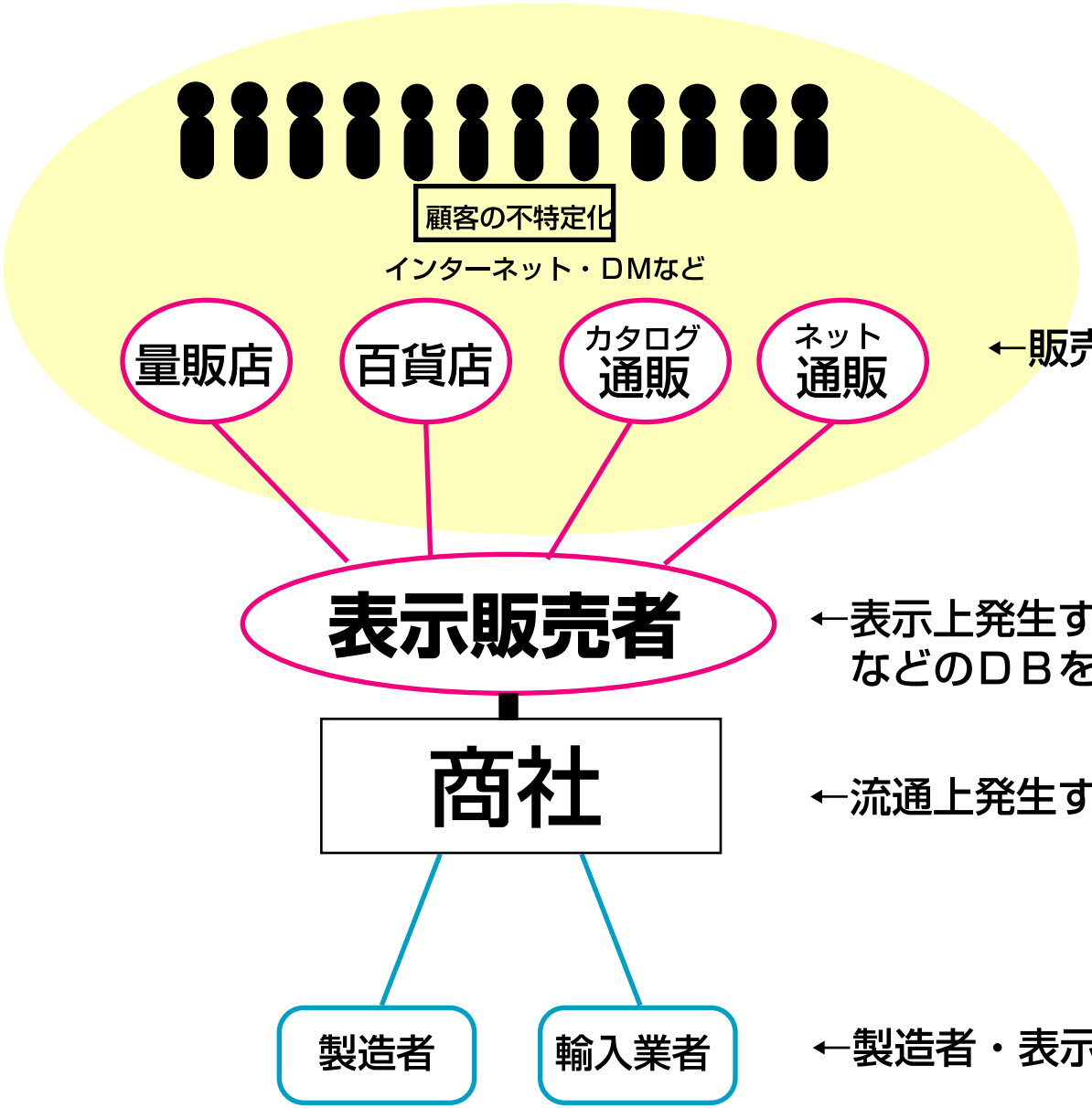

←販売上発生する責任を負う。

←表示上発生する商品情報・PL環境情報などのＤＢを保持し継続的に開示する。

←流通上発生する責任を負う。

←製造者・表示製造者としての責任を負う。

(C)PROCONSULTS Y.Watanabe 03. 2007

さらにITの急速な進化で・・・

- ＰＬ事故などの発生時に開示責任のある「取扱説明書」は印刷物ではありません。 ※印刷データのDTPとweb用とは相対する情報です。
- ＰＬ事故は一般のクレームとは全く異質の**第三者賠償**、それも販売後１０年、相手は購入者ではなく**消費者**です。
- もうweb2.0は当たり前です。

情報社会における事業者の責任

●商品取説のwebによる長期開示

消費者がいつでも簡単に探せ、見たり出力できること

●ＰＬ関連情報の共有化

事故発生時に関係企業が迅速に初期対応を行えること

●商品安全情報の開示

商品寿命や安全に継続使用するための情報を、常に関係企業のホームページに開示すること

「消費者」は購入者とは限りません。

しかも販売引き渡し後10年間も説明責任を求められます。
多様なデータを長期間保管し、消費者に対応するには標準化されたものでないと、人事異動や情報処理技術の変革に対応できません。

PL法対策という時代は終わり、
今は**ＰＬ対策**が求められます。

「表示販売者」という役割を果たせますか。

JTDNAの「全国標準PL対策」をご利用ください。

日本で唯一、国や業界に介入されない技術的裏付けに基づいた公益団体の実施策です。

※中小零細企業から大手まで全てに対応できます。

- 取説検証プログラム（有料）
- PL対策検証プログラム（無料）
- 全国統一ＰＬセミナー（有料）

※資料をご請求ください。ガイドラインなどご用意しています。

無断転記転載複写複製禁止

©PROCONSULTS2007.05.04.jtdna